



# 文庫出版について考える

『太陽風文庫』 新松が意味するもの

— 第 2 回 —

二人の交遊の生々出したものとしてある。

次に、武蔵徹と新潮社の特筆も、面白く書かれています。『新潮』という雑誌を擁する新潮社があるから、五味康祐の『西遊記』や吉川秀和の『私の好きな書』や、古くから書かれた書は、設定行為で定めるところとして、

2、出版権は、その存続期間つき設定行為に定めがない限り、その設定後最初の出版があった日から三年を経過した日に消滅する。

【参考】 著作権法において出版権の存続期間を定めた条文は次の通り。

(出版権の存続期間) 第八十三条 出版権の存続期間は、

も出版権間で微妙なニュアンスの違いがある。

実は、一次出版の存続期間の解釈について意見が分れる一つのポイントは、一次出版となる親本の権利である二年間が、出版販売の現況における実態とかなり乖離してきている事実を無視するわけにはいかない。

例えばハードカバーの文芸野書例に於ては、書店店頭での売れ行きの大勢が決まるのが大体半年、早の長いものでも一年位するとはぼ勝負がついてしまふといわれる(勿論そうでないケースはいくつもあるが)。従って、著作者(作家)の立場からすると、一旦出版に入れて欲しいという要望が出てくることになる。

これは一体、何を意味するか。定義論、建前論をどうばらけてみると、このことは今や文庫が書籍出版の「主流」、あるいは書籍出版の普及的役割を果敢として担わされていることにはかならないのではないか。

普及版であれば、その親版が実体的力を減少すれば、仮に三年以内でも市場に出すべきだという考え方が成り立つ。つまり、それは著者も望んでいるから、というわけだ。

こうした文庫をとりまく現在の書籍市場を「別冊」だと見るのが早川の立場である。(編)

(文責・成沢誠)

現在の出版界をみわたすと、文庫出版をめぐるトラブルの種類は、ある意味ではいたるところにひろがっているといえる。これだけ文庫出版の銘柄が増え、しかもそれぞれの出版社が意欲を燃やして市場へ送り出したということになれば(大手版元では毎月十日前後になっている)、とても自社作品の出版化だけでは間に合わなくなっている。いきおい他社作品にも触手を伸ばさざるをえなくなる。あるいは、角川文庫がよくやるように個人フエアのために一定の点数を揃える必要があるれば、その際にも他社作品の出版化をめぐる問題が生ずる可能性もあるだろう。

前問も触れたが、他社作品を出版化する時のルールについて、明確に二文化された方式というものはない。

まず基本的に文庫出版社同士の場合と非文庫出版社対文庫出版社間の二つのケースで違ふ上、かなり意識疎通があると思われる文庫出版社同士でも、個別にはいろいろな個々のケースで問題処理はかたがた異なる。

ある場合には、パーター(文庫版元)同志ではこれが多いが、文庫と新書版元同志でもかなりある。また数は少ないがロイヤリティ方式、あるいは特に戻りがなく文庫化されるケース(実態的にはこれが多い)などもさまざま。まさに「ケースバイケース」なの

## 他社の見解②

何にしてローマに広まったか」(稲田大学出版部刊)◇ジャーナリズム部門 藤川鉄馬氏(大蔵省勤務)の「イタリア経済の奇蹟と危機」(産業能率大学出版部刊)の刊行をめぐり活躍に対して

「参考」 著作権法において出版権の存続期間を定めた条文は次の通り。

(出版権の存続期間) 第八十三条 出版権の存続期間は、

イタリアン文化会館主催の第四回マルコ・ポーロ賞は次の通り決まった。

◇文化奨励部門 藤川鉄馬氏と危機」(産業能率大学出版部刊)の刊行をめぐり活躍に対して

